

## 常任総務委員会要点記録

○開会日時 令和8年1月13日(火) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 7名

1番	大川勝弘君	2番	宮崎雅薫君
3番	佐藤周君	4番	杉本一彦君
5番	長沢正君	6番	浅田良弘君
7番	重岡秀子君		

○出席議員 10名

議長	中島弘道君	副議長	青木敬博君
議員	片桐基至君	議員	竹本力哉君
〃	篠原峰子君	〃	河島紀美恵君
〃	大竹圭君	〃	村上祥平君
〃	鈴木絢子君	〃	犬飼このり君

○説明のため出席した者 27名

副市長	近持剛史君
企画部企画課長	菊地貴臣君
同秘書広報課長	山下明子君
同職員課長	小澤剛君
同デジタル政策課長	小林和昭君
理事	中谷祐典君
危機管理部長兼危機管理監	稲葉祐人君
危機管理部危機対策課長兼危機管理監代理	吉崎恭之君
総務部長	木村光男君
総務部次長兼課税課長	小川直克君
同庶務課長	鈴木康之君
同財政課長	肥田光弘君
同資産経営課長	久津間知治君
同収納課長	大川雄司君
市民部長	萩原智世子君
市民部市民課長	近藤通明君

同 環 境 課 長	草 嶋 耕 平 君
同 保 険 年 金 課 長	渡 辺 拓 哉 君
健 康 福 祉 部 長	松 下 義 己 君
観 光 経 済 部 長	小 川 真 弘 君
建 設 部 長	高 田 郁 雄 君
建 設 部 次 長 兼 建 設 課 長	山 田 昌 弘 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	稲 葉 育 子 君
上 下 水 道 部 長	稲 葉 信 洋 君
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 長	西 川 豪 紀 君
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	杉 山 宏 生 君
監 査 委 員 事 務 局 長	福 田 由 里 亜 君

○出席議会事務局職員 3名

局 長 富 岡 勝	局長補佐 里 見 和 彦
係 長 野 田 昌 伸	

○会議に付した事件

- 1 市議第33号 伊東市印鑑条例の一部を改正する条例
- 2 市議第35号 伊東市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 市議第36号 伊東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

---

○会議の経過概要

○委員長（杉本一彦君）開会する。

---

○委員長（杉本一彦君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明はこれを省略したい。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）異議なしと認め、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第1、市議第33号 伊東市印鑑条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○7番（重岡秀子君）この改正は、主に再交付という言葉を引き換交付に替えたのと、性別の記述

を除いたという2点ぐらいの内容で理解してよろしいのか。

○市民課長（近藤通明君）委員のおっしゃるとおりである。

○7番（重岡秀子君）参考でお聞きしたい。条例の中には改正して施行まで期間があるものと、かなり急いでいるものとあると思うが、これは国から今年度中とか、いつ扱うかという期間的な指示があるのか。

○市民課長（近藤通明君）お答えする。今回の改定については、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき様式の変更があるので、基本的には、国の指示によって今年度中に改正することになっている。

○7番（重岡秀子君）分かった。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第33号は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第2、市議第35号 伊東市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○7番（重岡秀子君）最初に、市議第35号と市議第36号が内容的に重なる部分もあり、理解をする上でこの関係が大事かと思うのでお聞きしたい。改正したもとなる法律そのものが違うので、条例を分けてあるかと思うが、市議第35号と市議第36号のそれぞれの位置づけを最初に説明していただきたい。

○職員課長（小澤 剛君）今、委員がおっしゃったとおり、根拠になる法令の違いということで2つに分かれている状況である。勤務時間条例は、職員の勤務に対することを条例で定めているものである。育児休業は育児休業の部分について細かく定めているところである。関連はあるが、別々の条例があるので、それぞれでやっていくことになる。

○7番（重岡秀子君）分かった。この条例の中で重要なのは、育児休業とか介護休暇のことにつ

いて、職員から申出があったときの説明、広報、また担当課がどのように取りやすくするかが主な内容だと思う。ここでそれを意向確認等と言っているが、7ページの第15条の4に出生時両立支援制度という言葉が出てくる。その後の市議第36号に出てくる出産と仕事、育児等を両立させる全体のことを言っているのか、よく両立支援制度という言葉が使われる部分として、男性の育児休暇を取りやすくするための財政措置みたいなことでも国のほうが言っているが、出生時両立支援制度の中身は全体を包括しているものなのか、その辺についてお聞きしたい。

○職員課長（小澤 剛君）今、委員がおっしゃったとおり、包括している用語として使っている。

○7番（重岡秀子君）これを大事にするために、職員に対する意向確認等に力を入れろということでこの条例が出てきていると思うが、具体的には、伊東市としては今までこういうことをやっていて、これからこういうことに力を入れたいとか何か具体的な方策、この条例によって変わる場所があるのか。

○職員課長（小澤 剛君）実際のところを言うと、もう既にやっているような状況である。今回の法律改正は明文化するということが一つ目的としてある。これは公務員だけに限らず、企業で働く者全ての労働者に対してやっていくという中で、特に中小企業はなかなかこういうところの制度が曖昧なところがあるということで明確化されている。それに伴って公務員も、もちろん法律が改正されているので、条例を改正して明文化してやっていくことになっている。実際に周知、相談、要望の確認等は既に行っているところである。

○7番（重岡秀子君）それでは、もう少し具体的に聞くと、例えば妊娠が分かれば出産の時期が分かって、それを普通は上司に言うと思うが、その辺の流れというか、面接等は具体的にはどのような感じでやっているのか、少し例をお願いしたいと思う。

○職員課長（小澤 剛君）もちろん、妊娠等が分かったら上司に報告していただき、これからの勤務の状態等を相談していただくが、育児関係になると、実際は職員課へ職員が直接来ていただき、こういう制度があるとか、出産した後はこのような形になるという例を示しながら、職員が一番希望する形を聞き取った上で職場と相談して対応する形になっている。

○7番（重岡秀子君）もう1点だけ、出生時両立支援制度等の中に、国としては男性職員の育児休暇の取得等も強調しているが、伊東市では制度上、工夫されているとか、これからの取組等はあるのか。

○職員課長（小澤 剛君）男性職員のところになるかと思うが、育児参加休暇、出産補助休暇を取っていただく形で育児に参加していただくことは進めているところである。実際には、出産補助休暇は今年度は1人、育児参加休暇も今年度1人取っている。育児休業を男性も取れる形になっているので、最近の取る職員は、短期間であるが、1か月、2か月取る職員もいるとこ

るである。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第35号は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第3、市議第36号 伊東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○7番（重岡秀子君）議場で10ページの第20条の(2)について質疑があったが、「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して」とある。ここは「非常勤職員以外の非常勤職員」ということで会計年度任用職員が関係してくる条文ではないかと思う。議場での答弁は、月に3日以上、年間121日以上働いている実績がある人が対象になると説明があったように伺ったが、これによって会計年度任用職員も、この対象になるということによろしいのか。

○職員課長（小澤 剛君）週3日以上である。非常勤職員というのは会計年度も含まれるということで、会計年度のみではないので、それ以外の非常勤で任用されている方も全て含まれた上で、今言われた条件、週3日以上または年121日以上勤務される方については部分休業が認められる形である。

○7番（重岡秀子君）この規定で会計年度任用職員という位置づけの方はほとんど含まれるのか、会計年度任用職員の中にはもうちょっと短い勤務時間の人もいるのか。私は全部これで含まれるのかと思ったがいかがか。

○職員課長（小澤 剛君）任用の仕方なので、全ての人が認められ、条件に合うかというのと、合わないこともあり得るところである。ただ、ほぼほぼ部分休業が適用される職員として任用されているのが現状である。

○7番（重岡秀子君）あと少し内容についてお伺いしたいと思うが、第21条に部分休業の承認は正規の勤務時間の始めまたは終わりにおいて30分を単位として行うものとする、これが今

までである。例えば育児をする人が朝遅れるとか、保育園のお迎えで勤務終了時間を早めるなど、最初と終わりに部分休業の取得が限られていたのを、それが撤廃されたということは、勤務の途中でも取れることになったと理解をしていいか伺いたい。

- 職員課長（小澤 剛君）委員お見込みのとおりである。
- 7番（重岡秀子君）分かった。この条例の中で重要なのは、今まで3歳までだったのを学校に行くまでにこれらの制度が拡大されたとのことでいいのか。また、第1号部分休業と第2号部分休業の2つの制度を利用することができるとのことであるが、この2つのどちらを選んでやるのか。それとも、第1号部分休業を受けた人が第2号部分休業も受けていいのかお聞きしたい。
- 職員課長（小澤 剛君）非常勤職員は今まで3歳までだったものが小学校始期までとなっている。第1号部分休業と第2号部分休業は、どちらかを選択していただく。ただし、何らかの理由で1号から2号へ移る、2号から1号へ移ることは、ある要件を満たせば認められているので、両方一遍には取れないが、途中で変更することは可能である。
- 7番（重岡秀子君）第1号部分休業は、10ページの第21条の改正後では、1日に定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲で、30分単位でも勤務時間を減らすことが可能とのことである。30分単位で2時間以内という理解でいいのか。30分単位でも要求できるということは、給与は時間によって減給になるとの理解でよろしいか。
- 職員課長（小澤 剛君）この間は無給となる。30分単位でやれば30分単位となるが、皆様、大体1時間単位で取る。時給で換算した分が減額される。
- 7番（重岡秀子君）現実的には途中で取るのは難しいと想像する。現実的にはどんな実態なのか。
- 職員課長（小澤 剛君）実際に取っている形態で言うと、朝遅れてくる、夕方早く帰るパターンのどちらかに寄せて取っている。真ん中に取り方はあまりいない。
- 7番（重岡秀子君）分かった。こういう取り方だと、代替の方を用意するのは難しいと思うので、職場の協力でやっていると思うが、それでいいのか。  
また、第2号部分休業は、1年間に10日間ぐらい、年休ではなく、子供のことで病気も含めて保育園の行事等で取れるという理解でよろしいか。
- 職員課長（小澤 剛君）部分休業の影響であるが、現状では、ほかの職員が協力し合って、その部分を埋めている。  
第2号部分休業は、年間10日、1時間単位で取ることができるので、実質1日取ることも可能であるし、1時間、5時間、6時間でもいいという今回の改正である。
- 7番（重岡秀子君）働きながら育児等をするので、すごく助かると思うが、条例改正前はどん

な状況であったのか。

○職員課長（小澤 剛君）これはあくまでも部分休業である。今までは1日に最高2時間しか取れなかったが、今回の改正により、年間10日間であるが、1日単位でも取れるので、これからはそれを使うことも可能である。現在は1日休むとなると年休を使う形になる。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第36号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）以上で日程全部を終了した。

委員会審査報告の案文については、正副委員長に一任願う。

---

○委員長（杉本一彦君）これにて常任総務委員会を閉会する。

---

○閉会日時 令和8年1月13日（火）午前10時21分（会議時間21分）

---

以上の記録を認める。

令和8年1月13日

委員長 杉 本 一 彦